

# まだまだ多い架空請求に気をつけて！！

## ● その手口

これは、何らかの名簿を入手した悪質な業者が名簿を使って無作為に根拠のない架空の請求を大量に送り、“過去に自分が使った別事業者のアダルト番組の請求と勘違いしたり”、“家族が使ったものと思い込んだり”、“怖いから〇万円だったら払ってしまおう”、という人を狙った手口です。関わりたくなくて、〇万円払ったのにその後、〇百万の請求がきた、という事例もあります。一度払ってしまうとその人は、「脅せばお金を払う人」と業者の格好のえじきになってしまうのです。

## ● 対処方法

**POINT**

**絶対に相手に連絡しない！！  
身におぼえがなければ支払わない！！**

ハガキに書いてある携帯番号などの連絡先に電話をすると、あなたの電話番号も知られてしまいます。**絶対に連絡をしないでください。**放置しておけば大丈夫です。

**POINT** これ以上個人情報を知られないようにする。

請求がハガキで来たら、業者はあなたの名前と住所を知ることになります。携帯電話のメールで来たら、業者はメールアドレスを知ることになります。直接電話で請求が来たら、業者は電話番号を知ることになります。ただ、それ以上の情報は知られていない可能性があります。こちらから業者に問い合わせなどすると、あなたの新たな個人情報を知られ、別の手段で請求してくることが考えられます。業者に問い合わせはしないでください。

**POINT** 証拠は保管しておきましょう。

念のため、業者から送られたハガキ・メールなどは保管しておきましょう。

**POINT** 悪質な取り立てがあったら警察へ。

文面には必ず「ご自宅まで回収に伺う」「裁判所への出頭となる」「給与等を差し押さえる」などと書いてありますが、そういった事はありません。万が一根拠のない悪質な取り立てがあった場合は、近くの警察に連絡しておきましょう。

## 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ 3 5 5

この度御通知いたしましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 令和1年10月■日

民事訴訟管理センター

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-■■■■

消費者相談窓口 03-■■■■■■■■■■■■■■■■■■

受付時間 9:00~20:00

市民・消費生活相談室

TEL 354-8264 (消費者相談専用)

# 架空請求の新たな手口！！

## (裁判所から「支払督促」)

**支払督促制度**とは、支払いを請求しても相手が応じない場合や反応がない場合に、裁判所の力を借りて相手に支払いをするように請求する方法です。債務者（お金を請求されている者）の住所地を管轄する簡易裁判所に支払いの申し立てをすれば、書面審査（形式審査）だけで、裁判所から債務者に対して支払督促が送達されます。

債務者は異議を申し立てることができ、その場合は、通常訴訟（裁判）へ移行します。異議申し立てをしなければ、債権者の申し立てにより支払督促に仮執行宣言がなされ（この場合も異議を申し立てることができる）、債権者はこれに基づいて強制執行の手続きをとることができます。

### ☆アドバイス

身に覚えがない、利用した覚えがない、自分には関係がないからといって放っておくと、**裁判所から強制執行がなされる可能性があります**ので、支払督促が裁判所からのものであるかどうか電話帳などで確認したうえで、「支払督促」を受領した日の翌日から数えて2週間以内（必着）に必ず、裁判所に対して「督促異議申立」を行ってください。この手続きに関する問い合わせは、四日市簡易裁判所（TEL 352-7151）にしてください。

なお、裁判所からの支払督促は、特別送達で送られてきます。はがきでは送られることはありません。裁判所の名前をかたったはがきは架空請求と考えてください。

支払督促の文書はおおむね以下のようになっています。

事件番号	令和	年（ ）第	号
------	----	-------	---

### 支 払 督 促

当事者の表示、請求の趣旨（請求金額）及び原因は別紙記載のとおり。  
債務者            は、                上記金額を債権者に支払え。  
債務者がこの支払督促の送達を受けた日から2週間以内に督促異議の申し立てをしないときは、債権者の申立てによって仮執行の宣言をする。

令和    年    月    日

○    ○ 簡易裁判所  
                  裁判所書記官   ○    ○    ○    ○

上記は正本である。  
同 日 同 庁

                                裁判所書記官   ○    ○    ○    ○**印**

不安に思った場合は、**市民・消費生活相談室**にお尋ねください。

市民・消費生活相談室 TEL 354-8264（消費者相談専用）
-------------------------------------